



山形県公報

平成27年10月9日(金)

号 外 (25)

目 次

条 例

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例…………… (総務厚生課) … 2
- 山形県立総合療育訓練センター条例の一部を改正する条例…………… (障がい福祉課) … 同
- 山形県立農業大学校条例の一部を改正する条例…………… (農政企画課) … 3
- 山形県流域下水道条例の一部を改正する条例…………… (下水道課) … 4
- 山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (病院事業局) … 同

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第47号) (総務厚生課)
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県立総合療育訓練センター条例の一部を改正する条例 (県条例第48号) (障がい福祉課)
 - 1 題名を山形県立こども医療療育センター条例に改めることとした。(題名関係)
 - 2 山形県立総合療育訓練センターの名称を山形県立こども医療療育センターに変更することとした。(第1条関係)
 - 3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立農業大学校条例の一部を改正する条例 (県条例第49号) (農政企画課)
 - 1 題名を山形県立農林大学校条例に改めることとした。(題名関係)
 - 2 山形県立農業大学校において、林業を担う人材の養成及び林業者等の研修を行うこととするとともに、同校の名称を山形県立農林大学校に変更することとした。(第1条及び第3条第2号関係)
 - 3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県流域下水道条例の一部を改正する条例 (県条例第50号) (下水道課)
下水道法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第51号) (病院事業局)
病院事業の診療科目として感染症内科を新設することとした。

条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第47号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月県条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下「障がい共済年金」という。）又は」を削り、同表障害補償年金の項中「障がい共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第2項の表中「障がい共済年金又は」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第8条の規定並びに次項及び附則第3項の規定は、平成27年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第8条の規定の適用については、当分の間、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障がい厚生年金が」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下「障がい共済年金」という。）又は障がい厚生年金が」と、同表障害補償年金の項中「障がい厚生年金が」とあるのは「障がい共済年金又は障がい厚生年金が」と、同表遺族補償年金の項中「遺族厚生年金が」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が」と、同条第2項の表中「障がい厚生年金が」とあるのは「障がい共済年金又は障がい厚生年金が」とする。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る改正後の附則第8条の規定の適用については、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害厚生年金（）」とあるのは「障害厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金及び同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金を含む。）」と、同表遺族補償年金の項中「よる遺族厚生年金（）」とあるのは「よる遺族厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金及び同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金を含む。）」とする。

山形県立総合療育訓練センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第48号**山形県立総合療育訓練センター条例の一部を改正する条例**

山形県立総合療育訓練センター条例（昭和57年3月県条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県立こども医療療育センター条例

第1条第1項中「山形県立総合療育訓練センター」を「山形県立こども医療療育センター」に改め、同条第2項中「山形県立総合療育訓練センター庄内支所」を「山形県立こども医療療育センター庄内支所」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例の一部改正）

2 山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例（昭和24年5月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例

第1条中「山形県立総合療育訓練センター及び山形県立総合療育訓練センター庄内支所（以下「センター」という。）」を「山形県立こども医療療育センター及び山形県立こども医療療育センター庄内支所」に改める。

（山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

3 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項及び第8条第1項中「総合療育訓練センター」を「こども医療療育センター」に改める。

山形県立農業高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第49号**山形県立農業高等学校条例の一部を改正する条例**

山形県立農業高等学校条例（昭和57年12月県条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県立農林高等学校条例

第1条中「優れた農業後継者及び農村地域」を「農林業を担う優れた人材及び農山村地域」に、「農業者等」を「農林業者等」に、「山形県立農業高等学校」を「山形県立農林高等学校」に改める。

第3条第2号中「農業者、農村地域」を「農林業者、農山村地域」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第19号、第7条第1項、第10条第1項、第12条の2第1項並びに第12条の3の見出し並びに同条第1項及び第3項中「農業高等学校」を「農林高等学校」に改める。

（山形県立農業高等学校の授業料等徴収条例の一部改正）

3 山形県立農業大学の授業料等徴収条例（平成18年7月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県立農林大学の授業料等徴収条例

第1条中「山形県立農業大学条例」を「山形県立農林大学条例」に、「農業大学条例」を「農林大学条例」に、「山形県立農業大学に」を「山形県立農林大学に」に改める。

別表の備考中「農業大学条例」を「農林大学条例」に改める。

山形県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第50号

山形県流域下水道条例の一部を改正する条例

山形県流域下水道条例（昭和62年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の10第1項」を「第25条の18第1項」に改める。

第1条の2中「第25条の2第1項」を「第25条の10第1項」に改める。

第3条及び第8条中「第25条の10第1項」を「第25条の18第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第51号

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「腫瘍内科」を「感染症内科、腫瘍内科」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。